

## セグメント情報

### 1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、当社及び連結子会社18社（前中間連結会計期間は18社）で構成され、銀行業務を中心に、リース業務等の金融サービスに係る事業を行っております。

従いまして、当社グループは、金融業におけるサービス別のセグメントから構成されており、「銀行業」、「リース業」の2つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、為替業務等を行っております。

なお、「銀行業」は、連結子会社の銀行業務、銀行事務代行業務、信用保証業務、クレジットカード業務、有価証券投資業務、投資ファンドの運営業務を集約しております。

「リース業」は、連結子会社のいよぎんリース株式会社において、リース業務等を行っております。

### 2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部経常収益は、第三者間取引価格に基づいております。

### 3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	111,504	8,887	120,391	1,213	121,605	—	121,605
セグメント間の内部経常収益	205	173	378	11,946	12,325	△12,325	—
計	111,710	9,060	120,770	13,160	133,930	△12,325	121,605
セグメント利益	42,586	265	42,851	10,245	53,097	△10,146	42,951
セグメント資産	9,036,293	68,315	9,104,609	511,423	9,616,033	△542,040	9,073,993
セグメント負債	8,198,717	46,111	8,244,829	8,085	8,252,914	△45,455	8,207,459
その他の項目							
減価償却費	3,353	10	3,364	21	3,385	△67	3,318
資金運用収益	74,613	95	74,709	10,178	84,887	△10,246	74,640
資金調達費用	30,209	75	30,284	0	30,284	△72	30,212
特別利益	1	—	1	—	1	—	1
(固定資産処分益)	(1)	—	(1)	—	(1)	—	(1)
特別損失	232	—	232	0	233	—	233
(固定資産処分損)	(114)	—	(114)	(0)	(114)	—	(114)
(減損損失)	(118)	—	(118)	—	(118)	—	(118)
(金融商品取引責任準備金繰入額)	—	—	—	(0)	(0)	—	(0)
税金費用	12,595	111	12,707	59	12,767	0	12,767
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	7,891	8	7,899	22	7,922	△50	7,872

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、情報処理受託・ソフトウェア開発業及び証券業等であります。

3. 調整額は、次のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△10,146百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額△542,040百万円は、セグメント間取引消去であります。

(3) セグメント負債の調整額△45,455百万円は、セグメント間取引消去であります。

(4) 減価償却費の調整額△67百万円、資金運用収益の調整額△10,246百万円、資金調達費用の調整額△72百万円、税金費用の調整額0百万円、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△50百万円は、セグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	126,521	10,296	136,817	1,186	138,004	—	138,004
セグメント間の内部経常収益	333	182	515	14,175	14,691	△14,691	—
計	126,854	10,479	137,333	15,362	152,696	△14,691	138,004
セグメント利益	54,823	290	55,113	12,180	67,293	△12,050	55,243
セグメント資産	9,319,764	83,464	9,403,228	510,125	9,913,354	△559,376	9,353,978
セグメント負債	8,496,393	62,007	8,558,400	8,349	8,566,750	△62,834	8,503,915
その他の項目							
減価償却費	3,811	23	3,834	24	3,859	△71	3,787
資金運用収益	75,243	118	75,361	12,086	87,447	△12,268	75,179
資金調達費用	23,365	189	23,554	0	23,555	△191	23,363
特別利益	6,000	—	6,000	—	6,000	—	6,000
(固定資産処分益)	(0)	—	(0)	—	(0)	—	(0)
(受取和解金)	(6,000)	—	(6,000)	—	(6,000)	—	(6,000)
特別損失	115	—	115	0	116	—	116
(固定資産処分損)	(65)	—	(65)	(0)	(66)	—	(66)
(減損損失)	(50)	—	(50)	—	(50)	—	(50)
税金費用	17,701	87	17,789	79	17,869	0	17,869
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	4,417	112	4,530	22	4,552	△42	4,510

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。
2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、情報処理受託・ソフトウェア開発業及び証券業等であります。
3. 調整額は、次のとおりであります。
- (1) セグメント利益の調整額△12,050百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (2) セグメント資産の調整額△559,376百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (3) セグメント負債の調整額△62,834百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (4) 減価償却費の調整額△71百万円、資金運用収益の調整額△12,268百万円、資金調達費用の調整額△191百万円、税金費用の調整額0百万円、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△42百万円は、セグメント間取引消去であります。
4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

## 金融再生法開示債権及びリスク管理債権

(単位：百万円)

	2024年9月末	2025年9月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,323	9,767
危険債権	72,892	78,748
要管理債権	18,410	13,393
うち三月以上延滞債権	2,275	2,619
うち貸出条件緩和債権	16,134	10,773
小計A	94,625	101,909
(貸出金等に占める割合)	(1.57%)	(1.62%)
正常債権	5,905,020	6,175,219
(貸出金等に占める割合)	(98.42%)	(98.37%)
合計	5,999,646	6,277,129
Aの保全率(カバー率)	73.84%	73.59%

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
3. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。